

総 管 査 第 226 号
平成 26 年 6 月 27 日

各府省官房長等 あて

総務省行政管理局長

独立行政法人の経営努力認定について

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

独立行政法人の経営努力認定について

平成 26 年 6 月 27 日

総務省行政管理局

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。)を受けて、「独立行政法人の経営努力認定について」を次のとおり定める。なお、会計基準や今後の運用の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

- 1 独立行政法人の経営努力の概念は、法人が新規性・自主性のある活動により、
 - ・ 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入を増加させること、
 - ・ 費用を節減させること、

を通じ、当該事業年度において利益を増加させるものである。

本基準は、経営努力認定の一般的な考え方を示すものであり、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することも必要である。

(1) 法人全体の利益が年度計画予算を上回ること(ただし、区分経理がなされている場合には、当該勘定における利益も年度計画予算を上回ることが必要。)

(2) 経営努力認定の対象案件の利益の実績が原則として過去の平均実績を上回ること。過去の平均実績を下回った場合には、その理由を合理的に説明することが必要。平均実績をとる期間は、法人の中期目標期間の年数を原則とする。これと異なる取扱いとする場合には、その理由を合理的に説明することが必要。

(3) その上で、以下の①又は②を満たすこと。

① 次のとおり、経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること。

ア 収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。恒常的な業務であっても、新たなテーマや工夫による取組から生じた収入の増加や費用の節減がある場合は、これを新規に生じたものと認める。なお、前年度以前になされた取組(当該事業年度の属する中期目標期間中に開始されたものに限る。)で1年以上効果が継続しているものについては、原則初年度のみ認める。ただし、これと異なる取扱いをする場合(例えば、当該効果が当中期目標期間の残余年数の間を上限として、継続しているものとして取り扱う場合など)には、その理由を合理的に説明することが必要。

イ 収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。

(注1) 利益は、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたものであることが必要である。

(注2) 利益は、収入から、これを得るために要した費用を適切に見積もって算定した上で、控除した金額である。

② 次のとおり、経営努力により運営費交付金で賄う費用を節減したことを法人が合理的に説明できること。

ア 費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。

イ 費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。

(注) 利益は、運営費交付金で賄う費用の節減により生じたものであることが必要であり、その一定割合(原則として5割)を経営努力として認める。

(4) 上記の他、特許等による知的財産収入に基づく利益の全てを経営努力と認める。法人の設立前に取得した特許等知的財産に関する契約から生じた利益であっても、当該契約に係る利益が法人の設立後に初めて生じたものは対象とする。

2 経営努力認定の手続については、閣議決定において、「主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める」とされていること等を踏まえ、速やかに行うものとする。

3 目的積立金の使途については、閣議決定において、「中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする」とされていること等を踏まえ、国民に説明責任を果たせるよう、中期計画において具体的に定めるものとする。